

# 「事務局への委任（No. 4/2549）」

2006 年

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

公印  
(ガルダ)

## 投資奨励委員会命令

第 4/2549 号

### 事務局への委任

2005 年 6 月 10 日付け投資奨励委員会命令第 2/2548 号により、投資奨励委員会事務局が委任を受けたが、

投資奨励を円滑化し、効率化するため、投資奨励委員会は 1977 年投資奨励法第 11 条、2006 年 10 月 27 日付け首相府命令第 204/2549 号および 2006 年 11 月 20 日に開催された第 4/2549 回投資奨励委員会会議の決議の権限により、2005 年 6 月 10 日付け投資奨励委員会命令第 2/2548 号を廃止し、以下のように投資奨励委員会事務局に新たに委任する。

1. 投資奨励の審査・承認 土地代と運転資金を含まない投資金額が 8 千万バーツ以下のプロジェクトおよび各投資規模の医療機関とホテル事業の投資プロジェクトを対象とする。
2. プロジェクト変更および権利・恩典付与の審査・承認 以下の各号を対象とする。

土地代と運転資金を含まない投資金額が 7 億 5 千万バーツ以下の投資プロジェクト

主に輸出向けの製品を生産するプロジェクト、医療機関およびホテル事業の投資プロジェクトで、全ての投資規模を対象とする。

輸出向け生産を対象とする免税に関する権利・恩典

税金に関係しない権利・恩典

### 3. プロジェクト条件などの変更の審査・承認

土地代と運転資金を含まない投資金額が7億5千万バーツ以下のプロジェクトの条件の改正  
又は緩和

以下の各号に関して、各投資規模の条件を改正・緩和する。

プロジェクトの各段階の実施期間

工場の所在地

製造方法

株主の比率

登録資本金

各投資規模のプロジェクトを対象に認可された投資奨励の権利を他者に譲渡する。

各投資規模のプロジェクトを対象に投資奨励が認可された事業を他者に譲渡するか、合併する。

事務局の定めた条件、基準および手続きに基づいて、各投資規模のプロジェクトを対象に既に認可された権利・恩典の適用に関する承認と許可

被投資奨励者が条件に違反する場合、投資奨励証書を取り消すか、権利・恩典を無効にする。

以上、告示日より施行する。

発令日 2006年12月4日

(Mr. Kosit PANPIEMRAS)

副首相

投資奨励委員会委員長